

新市建設計画

下妻市・千代川村

都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市
～ 人が生き生きかがやくまち ～

改訂版



平成27年11月改訂

下妻市

目 次

序 論	1 . 新市建設計画の策定方針	1
	2 . 計画の策定手順	2
第 1 章	合併の必要性	3
第 2 章	新市の概況	4
	1 . 2 市村の現況	4
	2 . 主要指標の見通し	12
	3 . 関連計画の整理	13
	4 . 課題のとりまとめ	15
	5 . 新市の主要課題	16
第 3 章	新市のまちづくり基本方針	18
	1 . 新市の将来像	18
	2 . 新市の基本政策	21
	3 . 土地利用構想	23
第 4 章	新市の主要施策	27
	1 . 施策体系	27
	2 . 重点プロジェクト	28
	3 . 主要施策	30
	(1) 都市基盤の整備	30
	(2) 道路・交通網の整備・充実	32
	(3) 産業・観光の振興	33
	(4) 保健・医療・福祉の充実	35
	(5) 自然・生活環境の保全	38
	(6) 教育・文化・スポーツの推進	40
	(7) コミュニティの活性化	42
	(8) 行財政改革の推進	44
第 5 章	公共的施設の統合整備	45
第 6 章	財政計画	46
	1 . 歳入	46
	2 . 歳出	48

序 論

1. 新市建設計画の策定方針

計画の趣旨

新市建設計画(以下、「本計画」という。)は、下妻市・千代川村の2市村が合併するにあたり、合併後の新市における行政・財政の基本方針を定め、これに沿った基本政策・基本施策の概要を示すものです。

本計画の実現を図ることによって、速やかな一体性の確立と各地域の特長や個性を生かした地域の均衡ある発展との、両要素を含んだバランスのよい新市づくりを目指します。

なお、より具体的な施策や事業の内容については、合併後に策定する新市総合計画で定めるものとします。

計画の位置づけ

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき、「下妻市・千代川村合併協議会」の作成によるものです。

本計画の作成にあたっては、2市村において策定されている総合計画との整合性を図ることを基本としつつ、新市の建設に不可欠な事業を定めるものとします。

また、合併後の新市総合計画の策定にあたっては、本計画に掲げた施策や事業を原則として継承するものとします。

計画の構成

本計画は、下記の事項により構成します。

新市建設の基本方針

新市建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

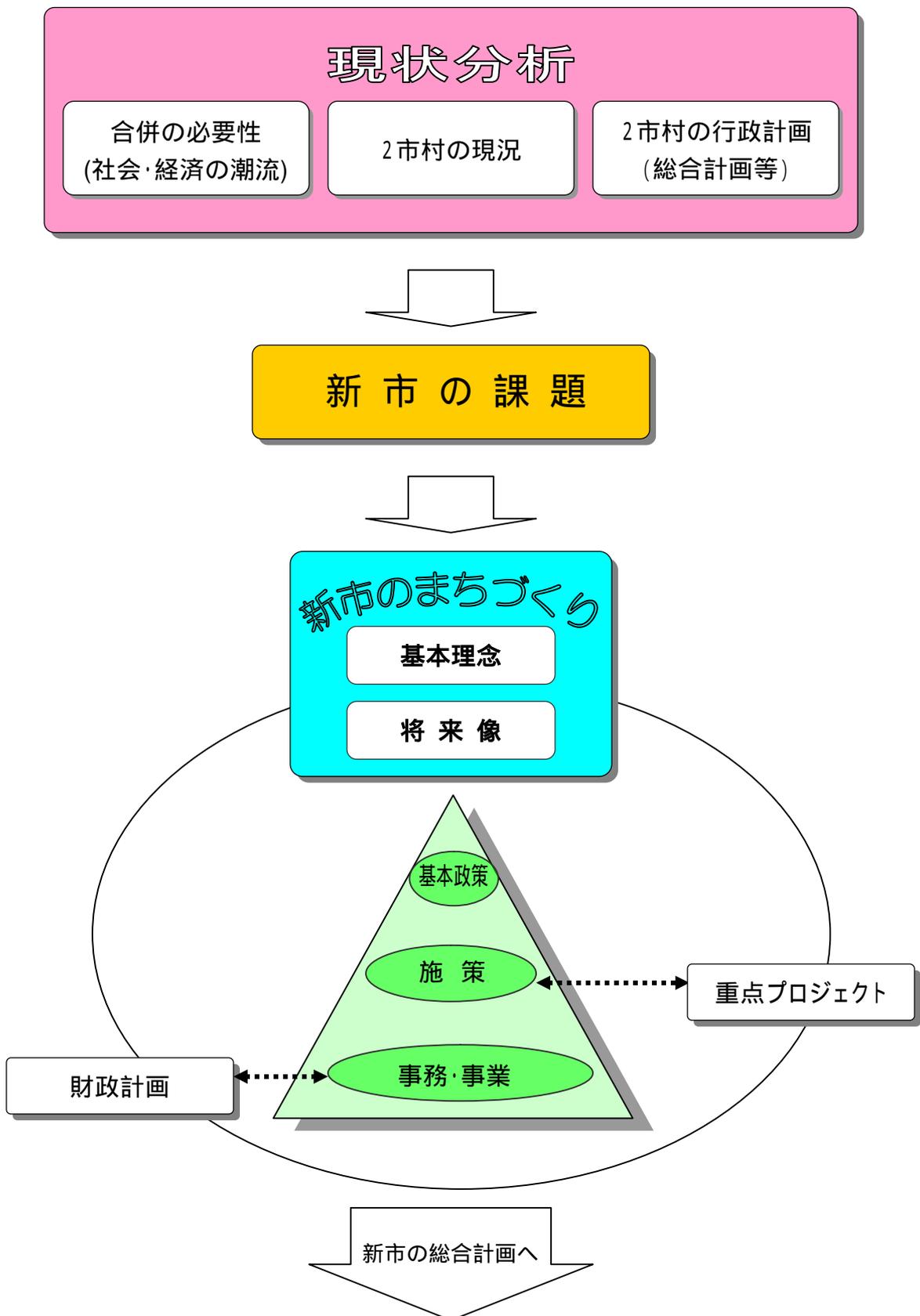
新市の財政計画

計画の期間

本計画の期間は、東日本大震災による特例措置を受け、合併期日の属する年度及びそれに続く10カ年度を10年延長し、平成37年度までの20カ年とします。

2. 計画の策定手順

この計画は、現状分析 新市の課題 新市のまちづくりという手順で策定します。



第1章 合併の必要性

下妻市・千代川村は茨城県の南西部に位置し、首都東京へは約60km、筑波研究学園都市へは約20kmの距離にあります。2市村は、通勤、通学や買い物をはじめ日常生活でも一体的な地域を形成しています。また、住民生活に密着するごみ処理場をはじめ葬斎場、下水処理場などのサービスを共同で実施しています。

このような中で、下妻市・千代川村では広域化した生活圏に対応した行政組織の確立、行財政の基盤強化を図るため、お互いを尊重した合併により質の高い住民サービスの提供を目指し、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることとなりました。

少子高齢化に向けて

少子高齢化は全国的な傾向であり、今後も早いペースで進むと予想されます。これに伴い高齢者福祉の需要増や生産年齢人口の減少による税収減など、新たな課題が浮上しています。そのため、保健・医療、児童福祉、高齢者福祉などにおいて、住民ニーズに即した多様なサービスを実施できる充実した体系づくりが必要となります。

生活圏の拡大に向けて

本地域は、常総・宇都宮東部連絡道路に位置づけられている国道294号や国道125号、主要地方道の結城下妻線やつくば古河線、県道谷和原筑西線、さらに、関東鉄道常総線などによって、一体的な地域を形成しています。近年は情報通信網の充実も加わって、住民の生活圏は従来の市町村区域を越えた広がりを見せています。このため、日常生活を支える都市基盤や生活環境の整備をはじめ、教育、産業などの分野についても、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、より広域的で一体的なまちづくりが望まれています。

地方分権に向けて

地方分権の進む現代においては、住民に身近な事業は、国・県単位ではなく市町村単位で担っていくこととなります。このため、2市村の合併により、地域個性を大切にしつつも、専門的で高度なサービスを提供できる総合力を備えておく必要があります。

加えて行政効果を最大限に生かすためには、目標設定とその効果測定による客観的な行政評価が必要です。さらに自立した行政推進のためには、住民参画も欠くことのできない要素となります。

財政基盤の強化に向けて

国内の現在の財政状況は、国・県・市町村いずれにおいても極めて厳しいものがあります。本地域も例外ではなく、財源の多くを国・県に依存しているため、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが予想されます。こうした状況下で地方財政制度の見直しが進み、安定財源の確保と効率的な行財政運営による財政基盤の強化は急務ともいえる必須課題です。2市村の合併により、業務の効率化や経常的経費の削減を図るとともに、有効な財政措置の確保に努める必要があります。

第 2 章 新市の概況

1. 2 市村の現況

位置と地勢

新市は茨城県南西部に位置し、北は筑西市、東はつくば市、西は八千代町、南は常総市とそれぞれ接しており、首都東京からは約 60km 圏域にあります。

面積は 80.88k m²で、新市域の西部を流れる鬼怒川や東部を流れる小貝川などの流域から形成され、東部地域は平坦な沖積層の低地で肥沃な水田地帯が開けています。また西部地域は洪積層の台地が緩やかに起伏する畑作地帯となっており、平地林が点在しています。

【新市の位置】



人口と世帯

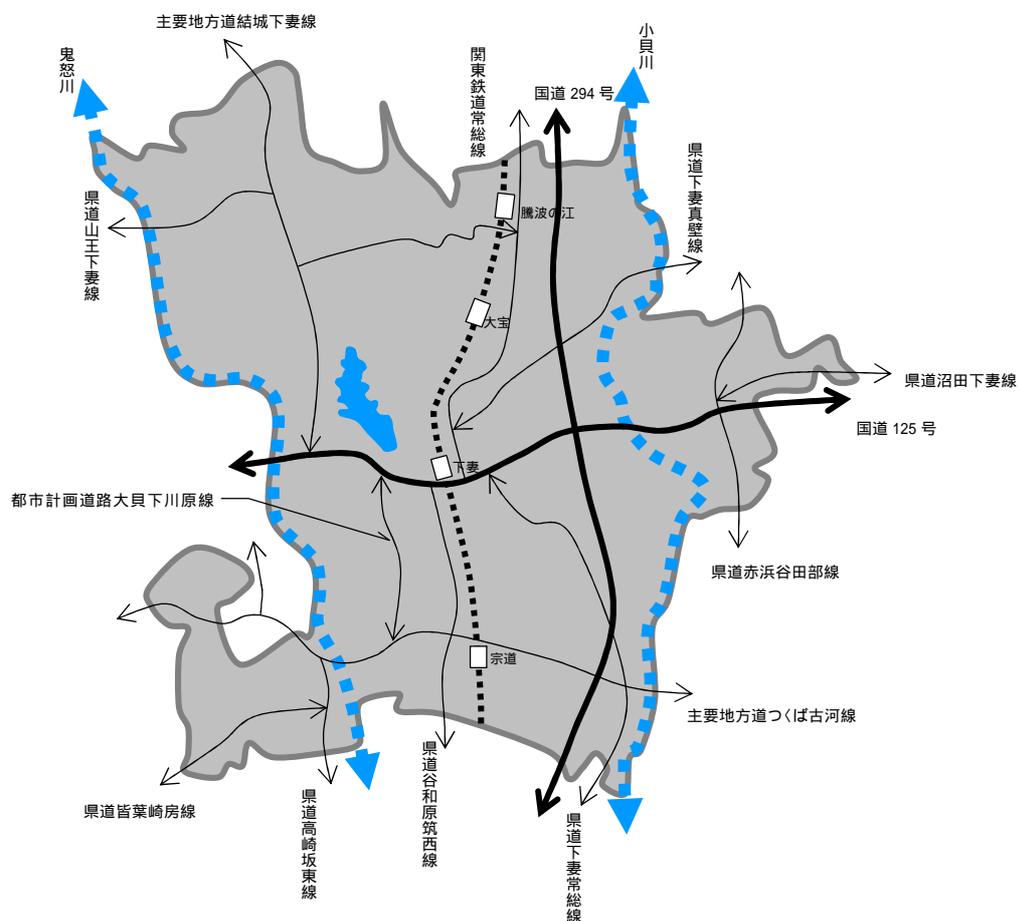
平成 27 年 1 月 1 日現在の常住人口は 43,425 人、総世帯数は 15,209 世帯となっています。

合併時（平成 18 年 1 月 1 日）の人口は 46,457 人、総世帯数は 14,838 世帯

交通

新市では、南北の幹線道路として、常総・宇都宮東部連絡道路に位置づけられている国道 294 号や市街地を結ぶ県道谷和原筑西線があり、東西の幹線道路として、国道 125 号や主要地方道つくば古河線があります。そして、これらを多くの県道・市村道などが網羅しています。また、鬼怒川と国道 294 号に挟まれた形で関東鉄道常総線が縦断し、4つの駅が配置されています。国土軸となる東北自動車道・東北新幹線・常磐自動車道なども近く、平成 17 年にはつくばエクスプレスも開通し、今後、首都圏中央連絡自動車道の整備により、ますます交通基盤が充実する見込みです。

【新市の交通図】



気候

新市の気候は、夏は高温多湿の日が多く、冬は北西の季節風が吹き降水量が少ない、典型的な太平洋型の気候で、四季を通じて穏やかです。年間平均気温は 14 前後、年間降水量は約 1,250mm 程度となっています。

地域概況

(1) 下妻市

下妻市は、昭和 29 年に市制を施行し、平成 26 年には市制 60 周年を迎えました。

国道 125 号と国道 294 号とが交わる交通の要衝に位置し、古くから県西地域の中心都市として発展してきました。さらに、東京から 60km 圏内にある利便性と、筑波研究学園都市に隣接し、首都圏の一翼を担う地域として期待されています。

一方で、鬼怒川や小貝川、背景にそびえる雄大な筑波山などの豊かな自然にも恵まれています。とりわけ桜と釣りの名所として知られる「砂沼」はまちの顔でもあり、春には周囲約 6km の沼の周りに約 1,000 本の桜が咲き誇り、桜花爛漫の醍醐味を堪能できます。また毎年 5 月下旬には、小貝川河川敷に約 200 万本のポピーの花が咲き誇るなか各種イベントが開催されます。

平成 11 年には、食と健康をテーマとした「ピアスパークしもつま」や、「道の駅しもつま」などが続々とオープン。地域の発展のみならず、広域的な「まち」と「まち」とのつながりを一層深めています。平成 13 年には、約 31 万冊収容可能な図書館もオープンし、地域住民の学習意欲に大きく貢献しています。

【砂沼広域公園】



【下妻市立図書館】



(2) 千代川村

千代川村は茨城県の南西部に位置し、首都東京へは 60 k m、県都水戸へは 70 k m の至便な位置にあります。北は下妻市、西は八千代町、南は常総市、そして東は小貝川を挟んでつくば市に接しています。

中央を南北に流れる鬼怒川を軸として、東側は水田地帯、西側は畑作地帯にわかれています。メロン、スイカ、白菜、水稲など多くの農産物を産出しており、なかでも「千石きゅうり」は県から銘柄指定を受けている逸品です。

村を流れる鬼怒川と小貝川はともに 1 級河川であり、水とみどりの豊かな自然環境を地域にもたらしめています。とりわけ、鬼怒川河川敷に整備された 15,000 m² のフラワーラインは村民の憩いの場になっており、毎年ポピーまつりや E ボート大会が開催されるなど、にぎわいを見せています。

こうした豊かな自然環境を誇る一方で、緑地公園や総合運動公園が整備され地域住民の健康づくりに活用されています。

また、西部地域には、「筑波サーキット」があり、全国より多くのモータースポーツファンを集めています。

交通については、関東鉄道常総線が村の中心を南北に走り、通勤・通学の足として多くの住民に利用されています。

また、これからは筑波研究学園都市隣接という条件を生かし、地域発展の潜在性を一層高めるものと期待されています。

【鬼怒フラワーライン】

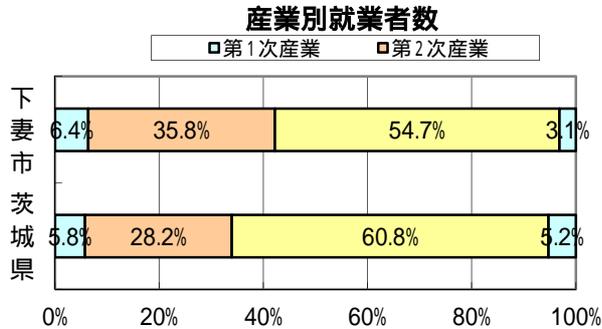


【E ボート大会】



就業人口

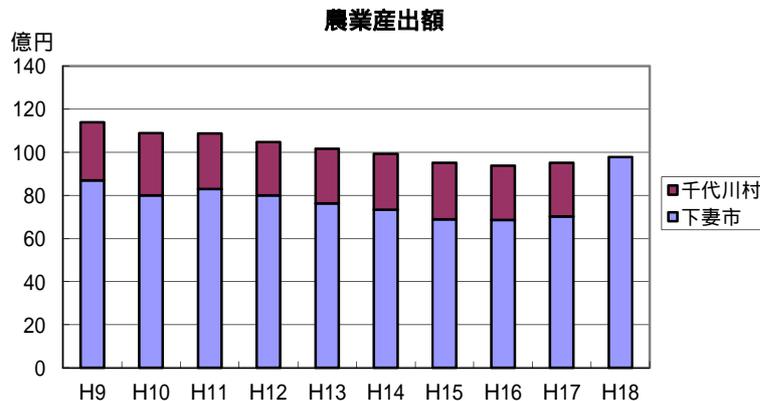
平成 22 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 22,625 人となっており、平成 17 年に比べると 1,674 人（6.9%）減少しています。産業別割合では第 1 次産業 6.4%、第 2 次産業 35.8%、第 3 次産業 54.7%となっており、茨城県全体と比較すると、第 1 次・第 2 次産業が多く、第 3 次産業が少なくなっています。



[資料：平成 22 年国勢調査]

農業

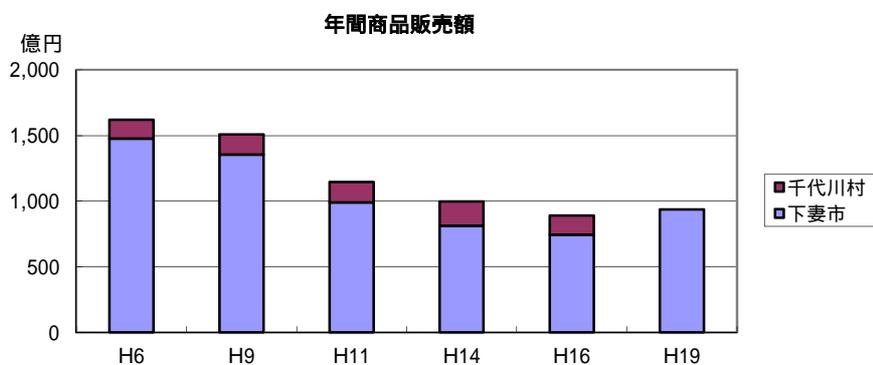
新市では、豊かな水と肥沃な台地に恵まれた環境を生かし、梨、千石きゅうりなどの栽培や養豚が盛んな、県内でも有数の農産物産出地域となっています。



[資料：各市村統計書、生産農業所得統計]

商業

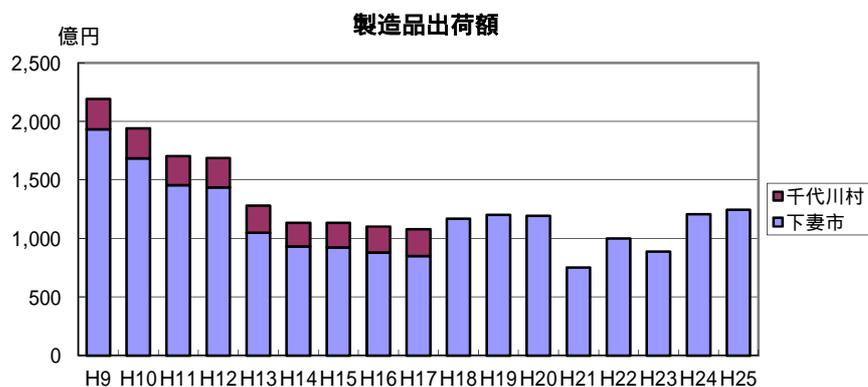
新市は、十分な購買力人口を擁していますが、長期の景気低迷による消費の冷え込みや、近隣大型商業施設への購買流出などが見られ、全体での商業販売額は減少傾向です。



[資料：各市村統計書、商業統計調査]

工業

新市には、全域に事業所が点在していますが、製造品出荷額は、平成9年以降減少傾向ですが、近年は横ばいで、平成25年には約1,246億円となっています。



[資料：各市村統計書、工業統計調査]

観光

新市は、恵まれた自然環境を生かした多彩なイベントや古来からの伝統的な催事など、多くの観光資源を有しています。鬼怒川流域では、「ピアスパークしもつま」など、美しく豊かな自然を生かした交流拠点が整備され、多くの人々の安らぎの場となっているとともに、豊かな水資源を生かした「花とふれあいまつり」や「Eボート大会」などの季節感あふれるイベントが多数開催されています。また、河川という身近な自然を子どもたちに体験してもらうための“水辺の楽校”などのユニークなプロジェクトも立ち上げています。さらに、桜と釣りの名所として知られる「砂沼」や、ポピーの花が咲き乱れる鬼怒川・小貝川河川敷など、美しく豊かな自然は、地元住民のみならず多くの観光客を魅了しています。そして、若者に人気のモータースポーツのメッカ「筑波サーキット」があり、全国から多くのファンを集めています。また、新市は1300年以上の歴史を持つ関東最古の八幡宮「大宝八幡宮」や「宗任神社」を有し、歴史・文化の香り高い地域でもあります。

以上のような自然資源や地域資源を有効に活用し、新市全体としての観光客数は、年間100万人を超え、平成26年(2014年)には約164万人となっています。近年力を入れているフィルムコミッション等の効果と相まって、観光都市としての今後一層の発展が期待されます。

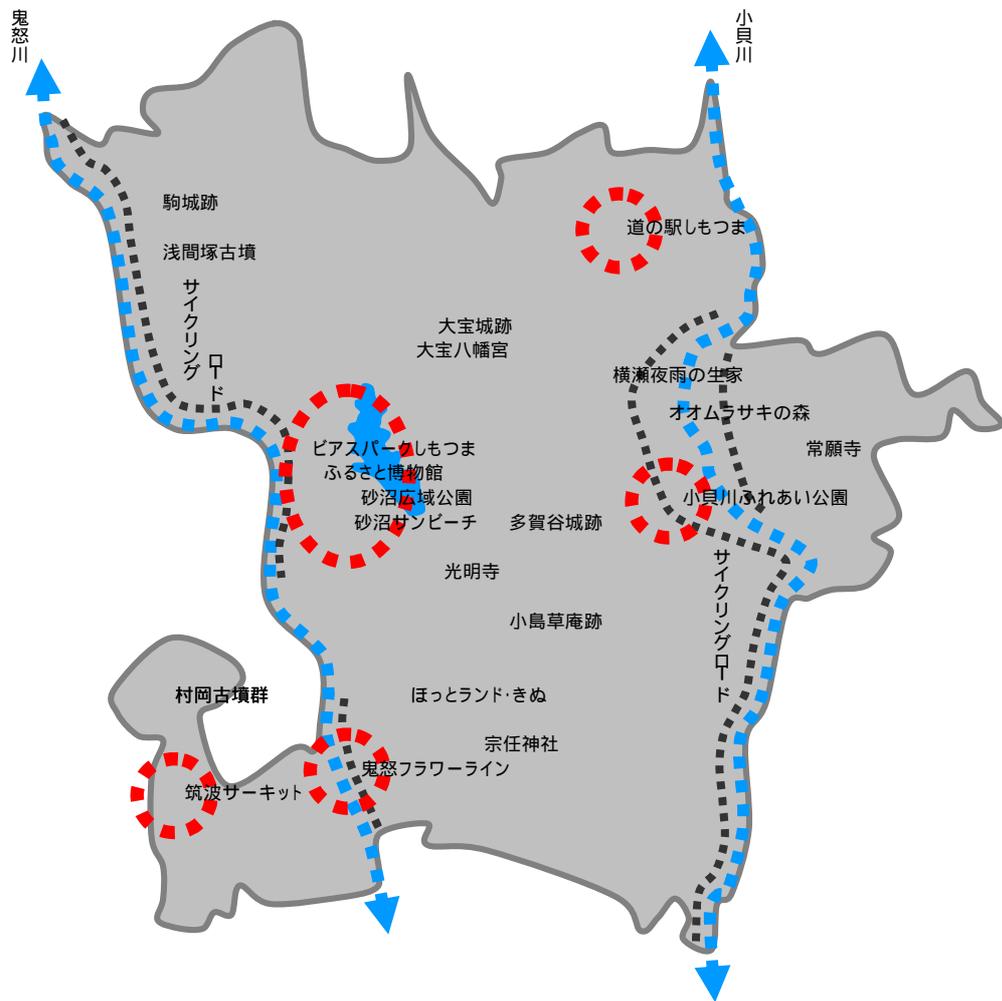
年間観光客数

単位：人

	観光施設	観光客数 (平成26年度)
下妻市	ふるさと博物館	10,159
	小貝川ふれあい公園	533,051
	砂沼サンビーチ	122,120
	ピアスパークしもつま	157,239
	道の駅しもつま	577,913
	ほっとランド・きぬ(下妻地方広域事務組合)	165,725
	筑波サーキット	72,532

[資料：産業振興課、県観光物産課観光客動態調査]

【観光資源配置図】



 レクリエーション拠点
 公園・古刹・旧跡

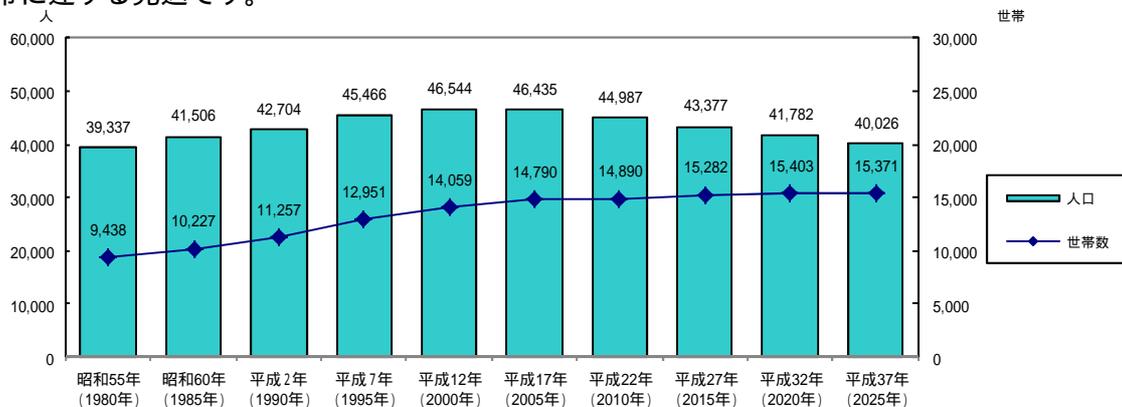
2. 主要指標の見通し

人口推計

2市村の人口は、高度経済成長にともない順調に増加を続け、平成12年(2000年)には、46,544人となっていますが、近年は、少子高齢化の影響を受け減少傾向にあります。

今後も、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年(2025年)には、40,026人に減少すると予想されますが、当地域においては、優良企業の誘致、関東鉄道常総線及びつくばエクスプレスの利便性の向上、首都圏中央連絡自動車道の整備等が見込まれることから、新しい人や企業の流れを作り、若者の定住促進を図るなど地方創生による魅力あるまちづくりを推進します。

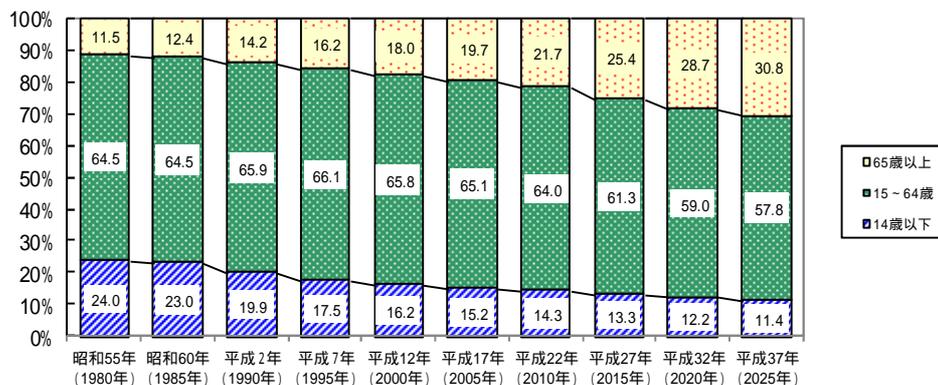
世帯数は、核家族化の進行などにより一貫して増加を続け、平成22年(2010年)には14,890世帯で、昭和55年(1980年)の約1.5倍に達し、平成37年(2025年)には15,371世帯に達する見込です。



[資料：各年国勢調査(平成27年(2015年)以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値、世帯数は推計値)]

人口構造

新市では今後、県平均とほぼ同じ程度に少子高齢化が進むと推定されます。平成12年(2000年)には、年少者人口(14歳以下)16.2%に対し高齢者人口(65歳以上)18.0%と割合が逆転、本格的な少子高齢化に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年(2025年)には、年少者人口11.4%に対し高齢者人口は30.8%に達すると見込まれます。また、高齢化率の大幅な上昇によって、生産年齢人口(15~64歳)も平成12年(2000年)の65.8%から平成37年(2025年)には57.8%へと約8%低下するとみられます。



[資料：各年国勢調査(平成27年(2015年)以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値)]

3. 関連計画の整理

(1) 2市村の総合計画

これまで、2市村では、それぞれの地域の特長や課題を踏まえて、計画的な行政を推進してきました。

2市村の総合計画を比較すると、「自然」を守り活用するとともに、「人」を育て大切にすること、産業を振興すること、住民と行政が協働すること、などに共通点がみられます。合併後も基本的な施策は継続し、より充実した新市の施策としてつなげていきます。

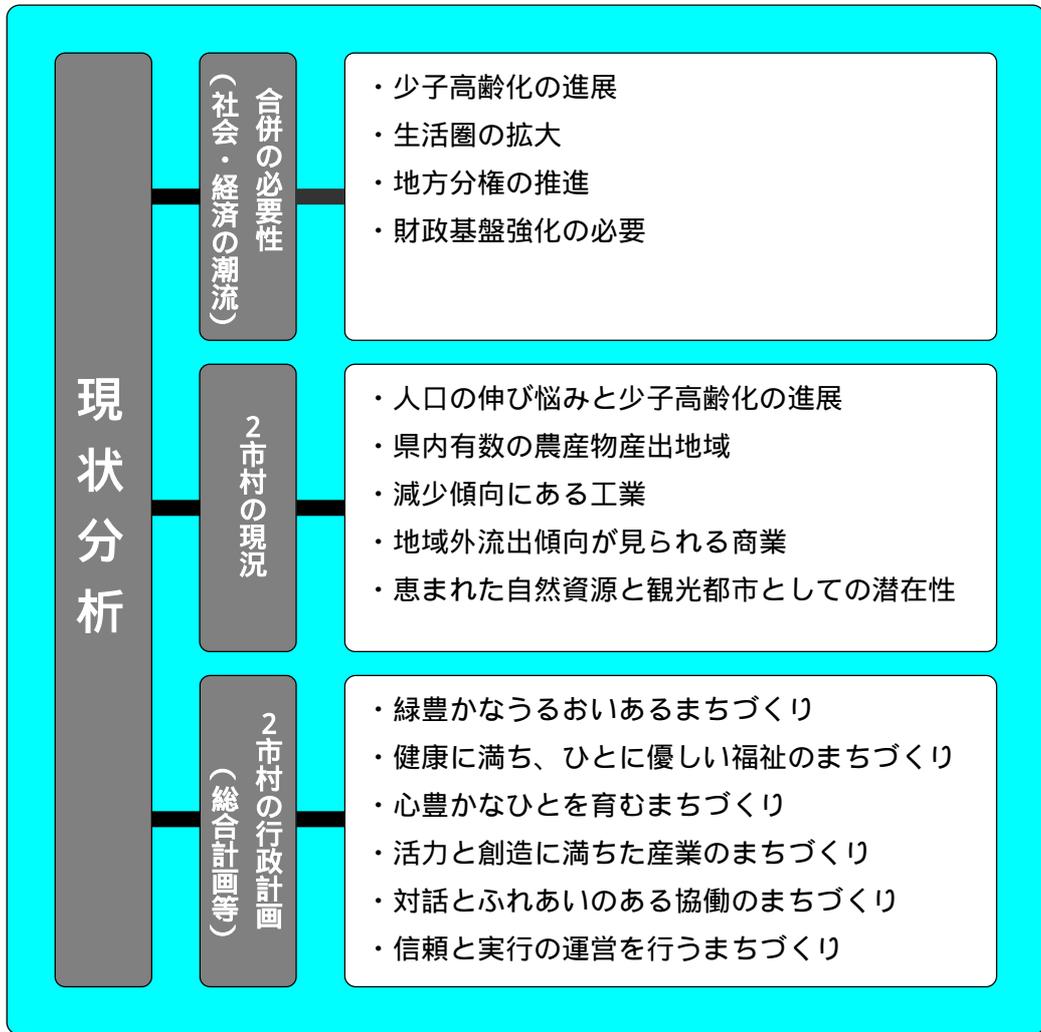
	下妻市	千代川村
期間	平成 14 年度～平成 23 年度	平成 14 年度～平成 23 年度
将来像	“ やさしさ・ふれあい・活力あふれる しもつま ”	“ 千代の水・・・ともにふれあい、のびやかに歩む 田園文化の里ちよかわ ”
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・人とひとが手をつなぐやさしさのあるまちをめざして (保健・医療・福祉) ・人と自然が手をつなぐまちをめざして (生活環境の整備) ・ときめきのあるまちをめざして (都市基盤整備の推進) ・心豊かな人を育むまちをめざして (教育・文化の振興) ・人が交流する活力あるふれあいのまちをめざして (産業の振興) ・信頼と実行のまちづくり (行財政運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい快適環境づくり (環境・都市基盤) ・いきいき人・文化づくり (教育・文化) ・すこやか安らぎづくり (健康・福祉) ・豊かな活力づくり (産業) ・みんなの協働まちづくり (自治・まちづくり)

(2) 国・県等の計画

計画名	計画概要	目標年次
新全国総合開発計画	従来の一極一軸集中から多軸型国土軸への転換を目指すとともに、多軸型国土軸の補完する地域連携軸の形成を図ることとなっています。	平成 27 年度
第 5 次首都圏基本計画	大きな問題である過密と東京中心部への一極依存構造に対応し、自立性の高い地域の形成を目指しています。	平成 27 年度
茨城県総合計画（改定） いきいき いばらき生活大県プラン	<ul style="list-style-type: none"> ○日本を代表する大規模園芸産地づくり ○広域交通ネットワークの形成を活かした新たな産業拠点づくりと地域産業の振興 ○安心して快適に暮らせる良好な生活環境づくり ○歴史、文化や豊かな自然環境を活用した交流拠点づくり 	平成 27 年度 (基本計画)

4. 課題のとりまとめ

以上のような、合併の必要性(社会・経済の潮流)、2市村の現況、2市村の行政計画(総合計画等)の現状分析から、次のような課題が導き出されます。



新市の主要課題

- 都市基盤の整備
- 道路・交通網の整備・充実
- 産業・観光の振興
- 保健・医療・福祉の充実
- 自然・生活環境の保全
- 教育・文化・スポーツの推進
- コミュニティの活性化
- 行財政改革の推進

5. 新市の主要課題

(1) 都市基盤の整備

新市の持続的な発展のためには、産業から住民の日常生活に至るまでを支える都市基盤の整備が重要課題となります。都市計画用途地域の見直しを含めて土地利用を検討し、市街地の整備、都市景観の形成、駅周辺の活性化、さらには豊かな自然資源との調和を目指した公園整備、水辺空間の活用などを進めていく必要があります。

(2) 道路・交通網の整備・充実

道路・交通は、新市の骨格形成に大きな役割を果たす大切な課題です。国道・県道の広域幹線道路の整備をはじめ、住民生活に密着した地域交通網の改善、狭あい道路の拡幅整備などの道路交通網の整備推進はもとより、鉄道・バス等の交通機関の充実を進めていく必要があります。

(3) 産業・観光の振興

地域産業の活力振興は、新市発展のためには欠かすことのできない課題です。農家の担い手育成や施設農業の推進、商業の専門店化や特化サービスの創出、工業団地への企業誘致など、農・商・工の基幹産業振興はもとより、地域特産物の付加価値を高めたPR活動や温泉宿泊施設の活用など観光の振興にも力を入れた地域活力の強化が必要です。

(4) 保健・医療・福祉の充実

少子高齢化の進展とともに、医療・福祉サービスの重要度はますます高まっています。こうした傾向を視野に入れた少子・高齢化対策や保健・医療体制の充実が大切な課題です。

また、国民健康保険・介護保険などの住民負担軽減対策も進めていく必要があります。

(5) 自然・生活環境の保全

新市は、鬼怒川・小貝川などの豊かな水資源をはじめとした恵まれた自然環境を誇っています。都市化の進展とともに、こうした自然環境、資源を保全していく必要があります。新市では、農・住環境と自然環境との共生を軸に、上・下水道の整備やごみ・し尿の適正処理など、自然・環境の保全を重要課題に位置付けています。

また、地域防災、防犯体制の充実・強化を図る必要があります。

(6) 教育・文化・スポーツの推進

地域が永続的に発展するには、人材育成が欠かせない課題です。新市では、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、ハード・ソフト両面での教育環境の整備に力を入れていきます。また、生涯学習の充実や地域文化の振興も推進し、地域全体で心豊かなひとづくりに努めていく必要があります。

(7) コミュニティの活性化

社会・経済の潮流(合併の必要性)の一つに、地方分権の推進が挙げられます。自己決定・自己責任型の自治体運営のためには、コミュニティの活性化や住民と行政との協働がきわめて大切な課題です。新市ではバランスの取れた地域づくりのために、住民参画型の行政や新市住民の速やかな一体感の醸成、各地域イベントの共同開催などを進める必要があります。

(8) 行財政改革の推進

2市村で重複していた業務や人員を見直しスリム化を図ることは、合併課題の一つでもあります。新市では、地方分権に対応した体制づくり、施設の統合整備、公共料金の統一化、IT活用によるコスト削減などを進めていく必要があります。

第3章 新市のまちづくり基本方針

1. 新市の将来像

(1) 新市の発展方向

2市村の合併の必要性(社会・経済の潮流)、新市の特性、住民の意向等を分析すると、次のように整理することができます。

産業基地・居住空間としてのポテンシャル(潜在的な可能性)の高さ

新市は、都心から60km圏内にあること、筑波研究学園都市に隣接していることなどから、農業生産をはじめ、さまざまな産業において有利な立地条件となっています。さらに、鬼怒川や小貝川、砂沼を中心とした静かで豊かな自然に恵まれ、良好な居住空間としての魅力を備えています。

今後、首都圏中央連絡自動車道の整備やつくばエクスプレスの更なる発展、関東鉄道常総線の近代化事業などにより道路・鉄道の利便性が向上し、産業基盤・居住空間としての価値がより一層高まると考えられます。

自然と共生したまちづくりの希求

新市は、首都圏にありながらも、たいへん豊かな自然に恵まれています。特に、鬼怒川や小貝川に代表される河川や砂沼などの水辺環境は地域の自然を代表する資源といえます。住民は、古くからこれらの自然を愛で、守るとともに、農業に生かしたり、憩いや遊びの場として親しみ、活用してきました。

自然環境を保全し、自然との共生を図っていこうという機運が広がる中、新市は先進的に取り組んでいる地域のひとつに挙げられます。農業が盛んなことも相俟って、今後はグリーン・ツーリズム^{*1)}やエコ・ツーリズム^{*2)}など、他の地域の人々と、自然を介した交流にも大きな期待がもたれます。

*1) グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

*2) エコ・ツーリズム

訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行。

「ひと」を育て、大切にす風土と行政

長い歴史と文化に育まれた新市では、多くの人材を輩出しています。行政においても、学校教育や生涯学習に力を入れてきました。今後も、新市がそのポテンシャルを最大限に生かすために、地域に住む人々だけでなく、訪れる人々までもが、地域に愛着をもち、楽しみ、元気に過ごせるような方策が求められます。

一方、2市村では、市民協働の行政を推進してきました。住民が納得できる透明性の高い行政運営のためには、行政計画づくりからその実施・運営に至るまで、住民が積極的に参加するしくみを準備することが必要です。また、地域(コミュニティ)が主体的に互助・共助していくことが、合併目的の1つでもある「地域の自立」にとって大変重要なことです。

(2) 基本理念

基本理念とは、新市のまちづくりにあたって基本となる考え方であり、全ての基本政策の実現のための基礎となるものです。前項の新市の発展方向に基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

都市としてのポテンシャルの活用

- 有利な立地条件を活用した安全で快適なまちづくりを進めます。 -

豊かな自然との共生

- 自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます。 -

人を活かし大切にするまちづくり

- 人と人が助け合い協働による安心なまちづくりを進めます。 -

(3) 新市の将来像

前述の基本理念をもとに進められる将来像は、有利な立地条件や豊かな自然資源を活用した都市と自然とが共生したまちづくりです。また、人と人が協働し、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

こうした新市の将来像を以下のように設定し、その実現のためには、2市村の住民すべてが相互理解と協力により総合的に取り組む必要があります。

< 新市の将来像 >

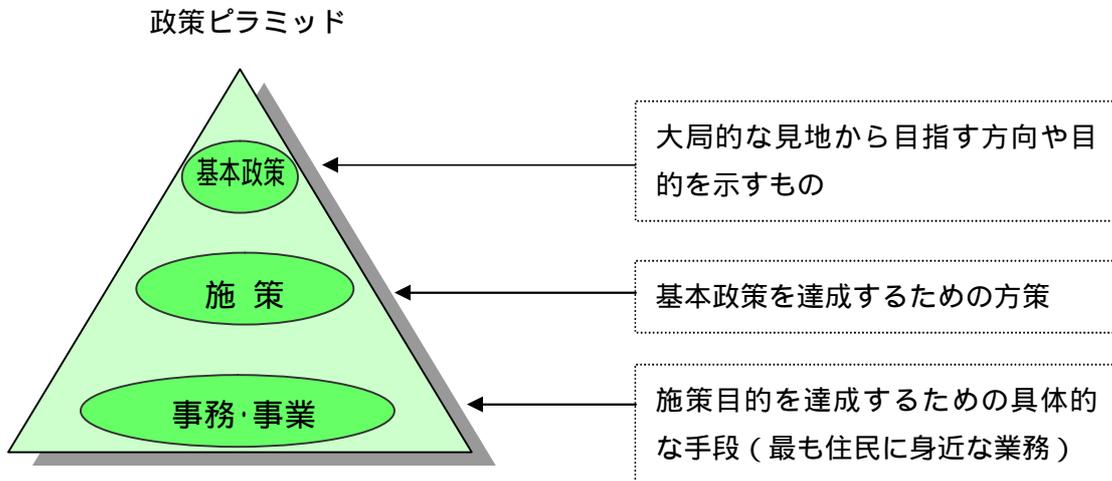
都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市

～ 人が生き生きかがやくまち ～

(4) 政策構造

自治体の行政計画を3段階のピラミッド構造で表し、最も大きな括りを「基本政策」として、大局的な見地から新市が目指すべき方向や目的を示します。

また、基本政策を達成するための方策を「施策」とし、その施策目的を達成するための具体的な手段（最も住民に身近な業務）を「事務・事業」として整理します。



そして、本計画では、この政策構造に基づき、基本政策についての概略を整理した後、施策、事務・事業についての主なものを掲げています。

2. 新市の基本政策

(1) 都市基盤の整備

新市は県南西部に位置し、都心から約 60km 圏の良好な立地条件にあります。さらに、筑波研究学園都市に隣接するという条件を生かして住宅地開発や市街地の整備を進めるとともに、都市計画用途地域の見直しを含めて土地利用を検討し、新市の持つポテンシャルをより効率的に活用していきます。

また、こうした都市としての利便性を有する一方、新市には、鬼怒川・小貝川・砂沼などの自然資源が豊富にあることも特長です。新市の持つ美点を余すところなく生かし、自然と調和した都市景観の形成や公園及び水辺空間の整備・活用などに力を入れ、都市と自然が共生するまちとして、都市基盤の整備を進めていきます。

(2) 道路・交通網の整備・充実

新市は、南北の国道 294 号、東西の国道 125 号などの幹線道路を有し、恵まれた交通条件下にあります。これら主要幹線道路をはじめ、地域内の生活道路や農道など、広域・地域両方の道路網全般を整備するとともに、国道 294 号の 4 車線化や国道 125 号の整備を促進し、住民生活の向上に役立てていきます。それに伴い、狭あい道路などの危険箇所や架橋などの点検・整備を進め、より安全で快適な交通環境を目指します。また、公共交通においても、平成 17 年秋の「つくばエクスプレス」の開通に伴い、人・物・情報の交流が活発化していることから、これと接続する関東鉄道常総線の近代化・利用促進を図ります。さらに、路線バスの充実や新たな公共交通の導入の検討を進め、利便性の向上を図ります。

(3) 産業・観光の振興

新市が自立した市として発展していくためには、農・商・工・観光を柱とした産業振興や、新しい産業・雇用の創出が必須です。新市では、恵まれた農業環境を生かし、施設農業の推進や梨・千石きゅうりをはじめとした農産物のブランド化、観光農園や一坪農園の貸出などによる田園都市としてのアピールを進めていきます。さらに、商業の専門化や商店街の活性化、工業団地への企業誘致の促進など、商・工の発展に注力するとともに、地域の個性を生かした産業振興により、まちの活性化を推進します。また、豊富な自然資源や伝統的催事、古刹などを有機的に連携するとともに、観光 PR に大いに活用し、フィルムコミッションなどにも力を入れて、新時代の観光都市として躍進を図ります。

(4) 保健・医療・福祉の充実

全国的な少子高齢化の傾向は、新市においても例外ではありません。また、複雑化する社会において、住民一人ひとりが健康に対してより高い意識を持つ必要性が高まっています。新市ではこうした流れに対応するために、保健・医療・福祉の各分野のネットワーク化を進め、それぞれが効率的な形で機能するよう力を入れていきます。住民の健康増進のための各種事業・講座の充実、少子高齢化を踏まえた児童福祉・高齢者福祉サービス等の拡充、国民健康保険や介護保険などの保険制度全般の充実を図り、住民の健やかな暮らしを支援します。

(5) 自然・生活環境の保全

新市が有する鬼怒川・小貝川は貴重な自然資源です。これらを住民のくらしに利活用するとともに、将来にわたって理想的な形で保全していくことも必要です。そのため、上・下水道の整備や、ごみ・し尿の処理を適切な形で推進し、美しい自然環境を守ることに努めます。また、各地域をそれぞれの目的に応じた地域交流拠点と位置付け、それらをネットワークで有機的に連携し、住環境・農環境・自然環境の共生という形で進めていきます。その他、地域防災・防犯体制を整備し、非常時における住民同士の互助意識の啓発や、ライフラインの確保なども視野に入れ、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりを目指していきます。

(6) 教育・文化・スポーツの推進

未来を担う子どもたちがのびのびと成長していくためには、ハード・ソフト両面での充実が必要です。新市では、校舎や運動場などの学校施設を整備し、楽しく安心して学べる教育環境を提供するとともに、教員の資質の向上に努め、学校教育の充実を図っていきます。その他、鬼怒川「水辺の楽校プロジェクト」などの校外学習や地域により親しんでもらうための教育プロジェクトも推進していきます。また、学校教育だけでなく、生涯学習施設の整備や国が進める総合型地域スポーツクラブの設置、誰もが、いつでも学んだり、スポーツを楽しんだりできる機会の拡充など、生涯学習の推進に努めます。

さらに、各地域に伝わる伝統文化・歴史についても継承し、地域文化の振興を図ります。

(7) コミュニティの活性化

新市では、新市住民の一体感を速やかに醸成するとともに、それまで各地域が培ってきた特性を生かした発展も重要と考えます。そのため、各地域交流拠点としての共通施設の設置や、コミュニティセンターの整備を中心とした、活発なコミュニティづくりを推進していきます。なかでも、これからの市の発展を担う若年層の参加できる活動には特に力を入れていきます。また、行政の面でも住民との協働を推進し、互助による地域活力向上や防犯などに資するためのコミュニティ再生による活性化に努めます。

(8) 行財政改革の推進

地方分権の流れに対応し、自己責任・自己決定を主軸とした行財政の自立が求められています。これらを念頭に、今後一層多様化すると見られる住民ニーズに的確に応えられる体づくりが必要です。新市では、シンボルとしての新庁舎の建設をはじめ、施設の統合整備や公共料金の統一化など、継続的な行財政改革を推進します。また、「行政手続オンライン化法」の成立などで本格的な IT 時代を迎えた今日、電子化による業務の効率化をメインに、電子自治体の実現を視野に入れた対策を推進していきます。

3. 土地利用構想

土地は、住民共通の貴重な財産であるとともに、住民が生産や消費、流通、学習、交流などを日常に行う場でもあります。

新市の土地利用は、これまで2市村が進めてきた土地利用構想を基本として、地域の特性を生かし、都市基盤の整備と自然環境とのバランスを考慮しながら描いていく必要があります。また、周辺都市との連携を視野に入れたより広域的な観点で有効かつ合理的な土地利用を行い、新市の一体的な発展と都市機能の強化を目指していく必要があります。

以上のような考えに基づき、新市の土地利用構想を次のように定め、新市が目指す将来像の実現に向けて、長期的展望に基づいた適切な誘導に努めます。

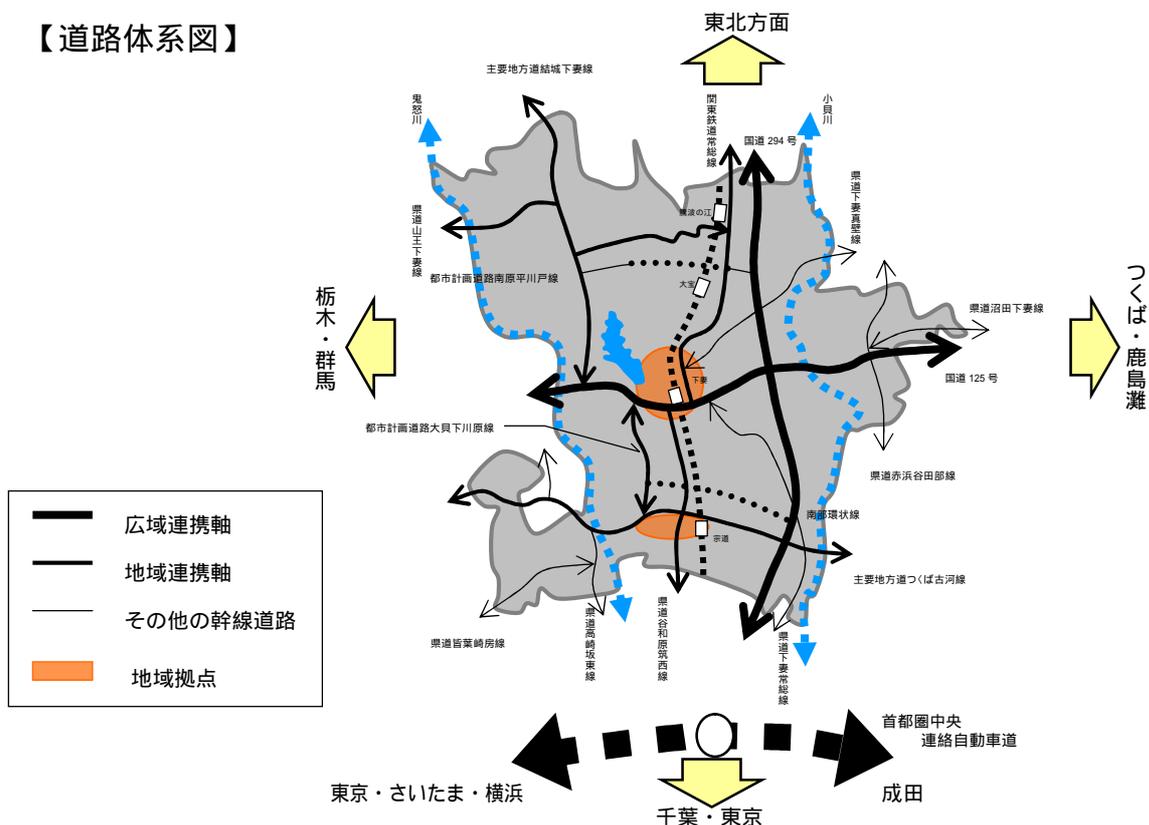
(1) 道路体系

新市としての都市機能の充実を進めるために、新市の骨格となる道路体系を定め、広域及び地域内の連携軸として強化・充実を進める必要があります。

新市の道路体系は、東西の広域連携軸として国道125号、南北の広域連携軸として、地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」である国道294号を位置づけ、周辺都市と交流を進め、相互の機能分担や連携による広域的なまちづくりを進めます。

さらに、東西の地域連携軸として主要地方道つくば古河線、県道山王下妻線・都市計画道路南原平川戸線、南部環状線、南北の地域連携軸として、主要地方道結城下妻線、県道谷和原筑西線、都市計画道路大貝下川原線を位置づけます。本庁舎及び千代川庁舎を中心とする地域拠点は、広域連携軸や地域連携軸で形成する交通網の接点に位置するため、これらの東西及び南北の連携軸を有機的に連携することで、新市の一体的な発展を図ります。

【道路体系図】



(2) 土地利用

新市の都市基盤や自然環境とのバランスを考慮しながら、4つのゾーンと2つの拠点を定め、これらを有機的に連携する3つのネットワーク軸を設定します。

地域拠点ゾーン

本庁舎及び千代川庁舎を中心とした市街地を地域拠点ゾーンと位置づけ、地域特性を尊重しながら、中心市街地の活性化や生活環境の向上に努めます。

工業ゾーン

工業ゾーンは、各工業団地の周辺道路の環境整備等に努めるとともに、新たな工業団地の造成により、更なる企業誘致を推進し、産業拠点としての機能整備と雇用の場の確保を図ります。

農業生産ゾーン

農業生産ゾーンは、新市全域に広がる優良農地や平地林の保全に努めるとともに、上・下水道や集落間道路、集落景観の形成を図り、美しく住みよい農村空間の創出に努めます。

また、担い手の育成に努めるとともに、梨・千石きゅうりをはじめとした農産物のブランド化を推進し、首都圏に近い立地条件を生かした生産性の高い農業を目指します。

緑地景観ゾーン

新市のもつ鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や河川緑地、また、貴重な平地林を生かした公園などを緑地景観ゾーンと位置づけ、質の高い緑地景観の整備・保全により、住民生活の憩いの場を確保します。

- ・砂沼広域公園、ピアスパークしもつま
- ・小貝川ふれあい公園（オオムラサキの森）
- ・鬼怒フラワーライン
- ・やすらぎの里公園
- ・水辺の楽校（青龍楽校）

レクリエーション拠点

水辺空間や緑地空間を生かした公園、スポーツ関連施設などのレクリエーション拠点の整備・充実を図り、交流人口の拡大による新市の活性化に努めます。

- ・砂沼広域公園、ピアスパークしもつま
- ・小貝川ふれあい公園（オオムラサキの森）
- ・鬼怒フラワーライン、水辺の楽校（青龍楽校）
- ・筑波サーキット

地域情報発信拠点

地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」に位置づけられている国道 294 号に面して立地する「道の駅しもつま」及び「やすらぎの里しもつま」を新市の北と南の情報発信基地として位置づけ、新市の産業、観光、文化などの情報発信基地として充実を図ります。

地域ネットワーク軸

各地域拠点ゾーン（本庁舎及び千代川庁舎）を結ぶ幹線道路を地域ネットワーク軸として位置づけ、各地域拠点ゾーン同士の連携を強化し、新市の速やかな一体化を推進するとともに、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めます。

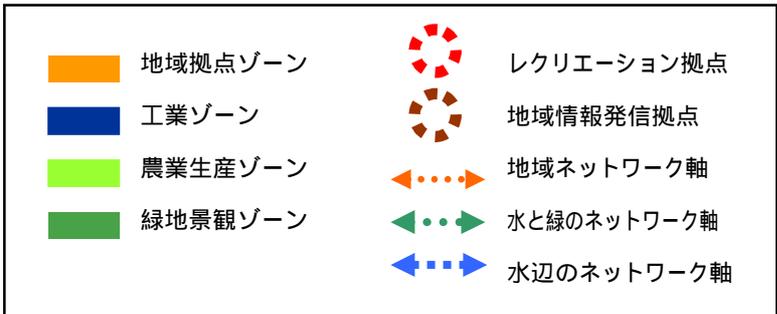
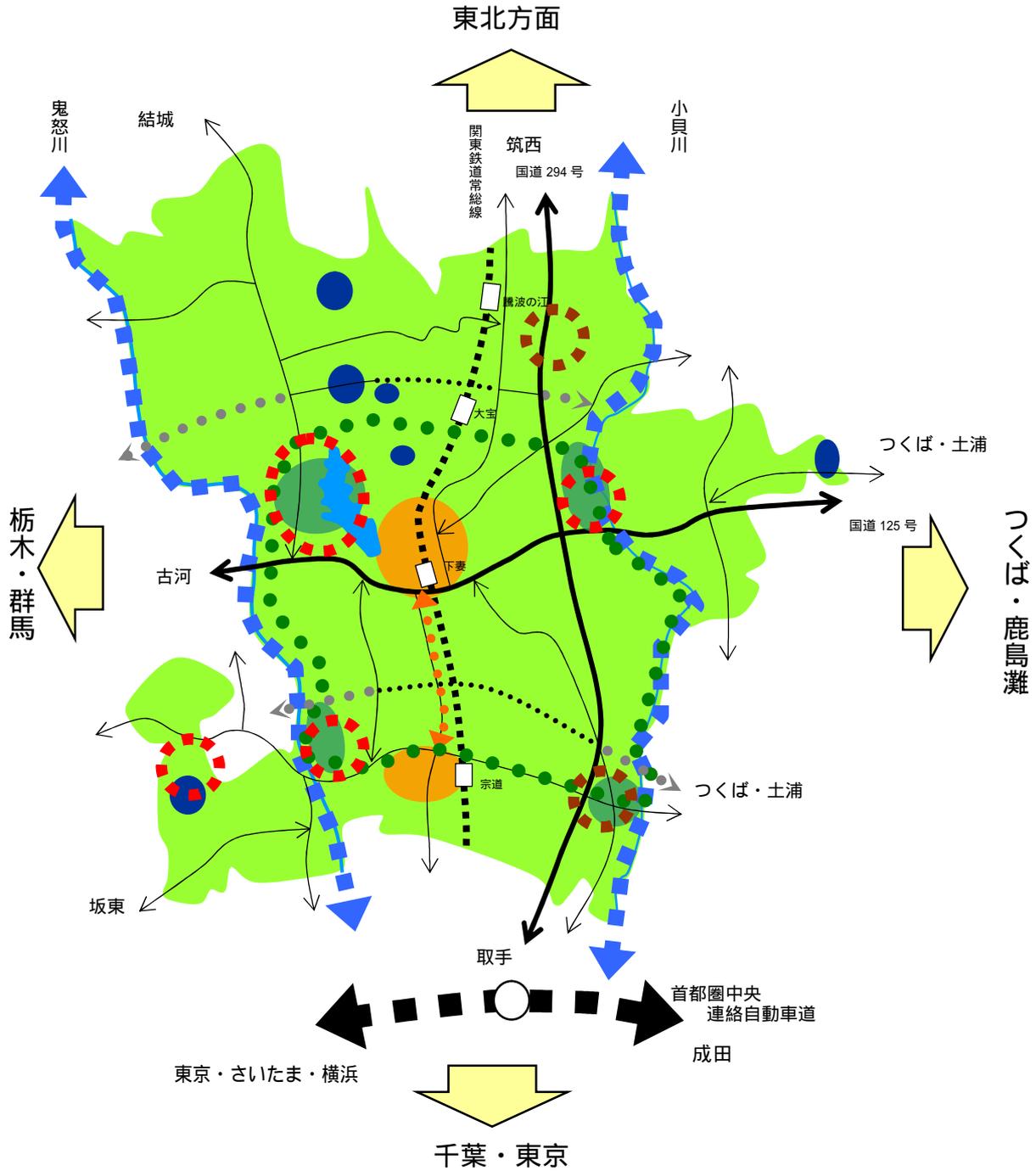
水と緑のネットワーク軸

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や各緑地景観ゾーン、レクリエーション拠点など、新市のもつ豊かな水辺と緑地空間をウォーキングコースやサイクリングロード、平地林、広大な田園地帯や畑作地帯等により有機的に連携し、水と緑のネットワーク軸を形成します。ウォーキングやサイクリングを通して、訪れる人が快適に新市の魅力に触れる機会を創出し、交流人口の拡大による新市の活性化を図ります。

水辺のネットワーク軸

鬼怒川・小貝川などの河川空間を水辺のネットワーク軸として位置づけ、フラワーラインやサイクリングロードの整備・充実を図るとともに、E ボート大会や自然体験学習など多様なイベントを開催し、安全で親しみのある河川空間の創造に努めます。また、上流域や下流域と連携し、広域的な河川空間の利活用に努めます。

【土地利用構想図】



第4章 新市の主要施策

1. 施策体系

将来像	基本政策	主要施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市 人が活き活きかがやくまち</p>	(1) 都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市街地 2) 住環境 3) 公園・緑地・広場・河川
	(2) 道路・交通網の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 1) 道路網 2) 公共交通
	(3) 産業・観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> 1) 農業 2) 商業 3) 工業 4) 観光 5) 消費者支援
	(4) 保健・医療・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1) 保健・医療 2) 地域福祉 3) 低所得者福祉 4) 高齢者福祉 5) 障害福祉 6) 児童福祉 7) ひとり親福祉 8) 国民健康保険 9) 国民年金
	(5) 自然・生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 1) 自然環境・景観保全 2) 上・下水道 3) ごみ、し尿処理
	(6) 教育・文化・スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1) 生涯学習 2) 地域文化 3) 幼児教育 4) 学校教育 5) スポーツ・レクリエーション 6) 青少年育成
	(7) コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> 1) 地域安全体制 2) 人権の尊重 3) コミュニティ 4) 住民参画 5) 広報・広聴 6) 男女共同参画 7) 国際化への対応
	(8) 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1) 行財政改革 2) 広域行政 3) 地域情報網の整備

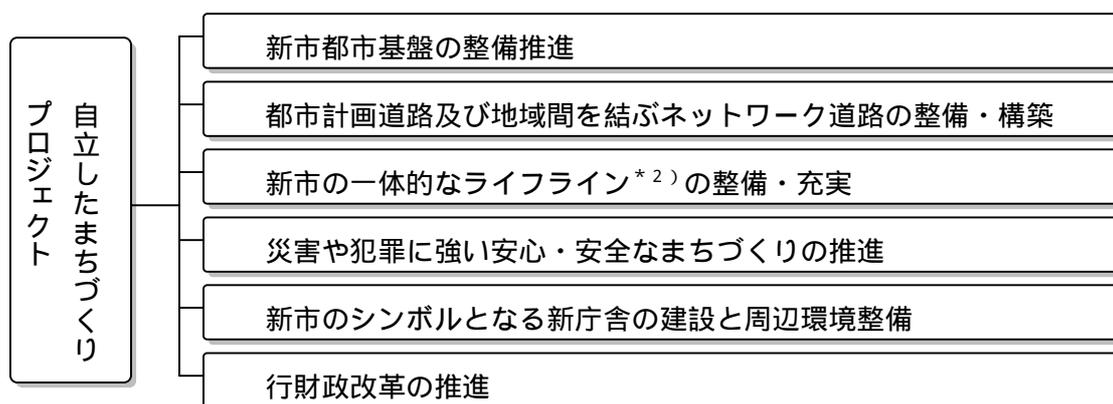
2. 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、「新市のまちづくり基本方針」に基づき、新市の速やかなる一体化を推進し、地域の均衡ある発展を図るとともに、新市の将来像である「都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市 ~人が生き生きかがやくまち~」を早期に効果的に達成するために設定するもので、関連分野の施策と連携して総合的・重点的に推進するものです。

(1) 自立したまちづくりプロジェクト

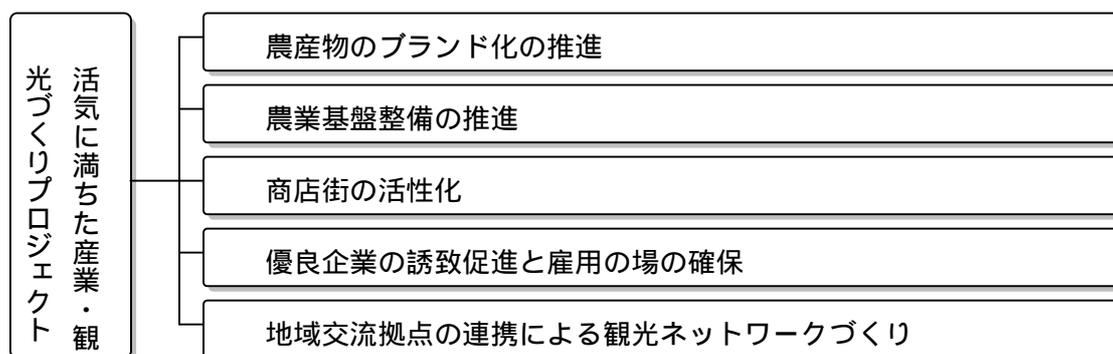
都市計画の一体化を目指し、土地利用計画の見直しを進めるとともに、都市計画マスタープラン^{*1)}に基づき、既存の国・県道を生かしながら、新市都市計画道路の新設でさらなるネットワーク機能の充実を図ります。また、従来の幹線道路や生活道路の整備を推進し、交流・連携の軸となる交通ネットワークを整備します。

さらに、新市が未来に向けて発展していくためには、健全な行財政運営が必要です。事務・業務のスリム化を図っていくとともに、IT化潮流を踏まえた電子自治体の実現も視野に入れた効率的な行財政運営を進め、自立したまちづくりプロジェクトに取り組みます。



(2) 活気に満ちた産業・観光づくりプロジェクト

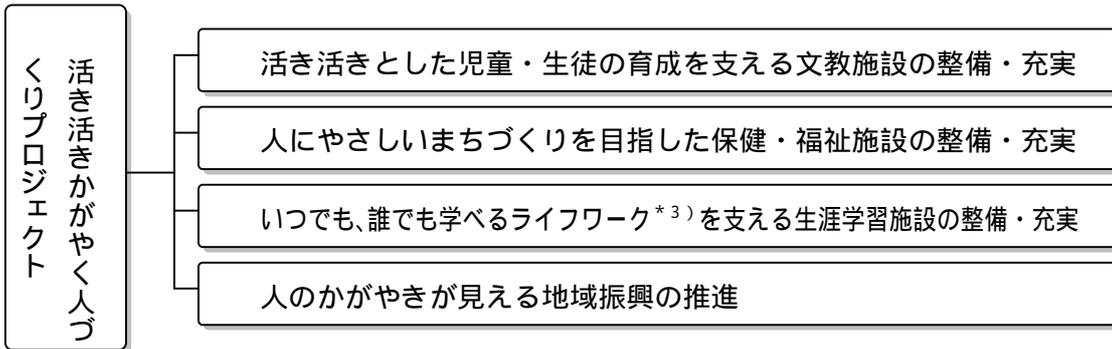
農業・商業・工業の調和のとれた産業の振興、さらには鬼怒川・小貝川などの恵まれた自然資源や「大宝八幡宮」、「宗任神社」などの歴史・文化資源を生かした観光ネットワーク、観光物産の振興を推進し、活気に満ちた産業・観光づくりプロジェクトに取り組みます。



(3) 活き活きかがやく人づくりプロジェクト

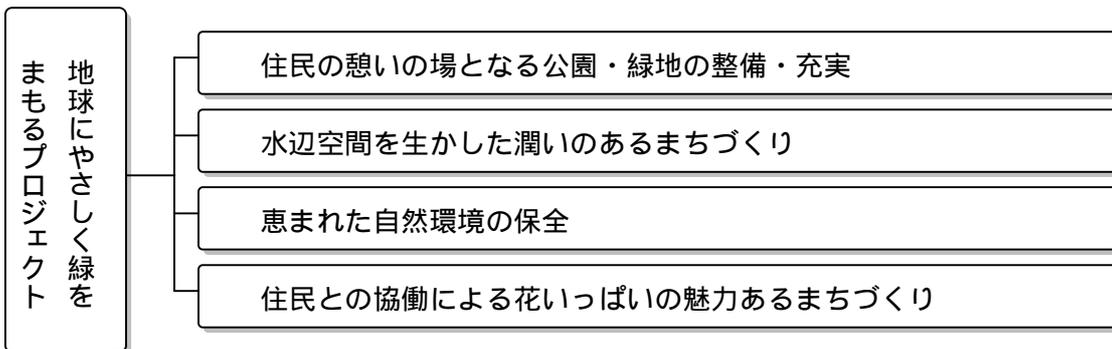
本格的な少子高齢社会の到来や女性の社会進出など複雑化する社会潮流を踏まえ、高まる保育需要や高齢者ケア需要への支援を軸に、このまちに暮らすすべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、次代を担う子どもたちの健やかな成長のために充実した教育環境・教育プログラムを整備するとともに、老若男女すべての人が豊かな毎日を過ごすために、活き活きかがやく人づくりプロジェクトに取り組みます。



(4) 地球にやさしく緑をまもるプロジェクト

新市には、農地や平地林などの豊かな緑と、鬼怒川・小貝川などの豊かな水資源が満ちています。これらを活用するとともに公園の整備・充実を図り、地球にやさしく緑をまもるプロジェクトに取り組みます。



*1) 都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針を示すもので、都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、都市づくりの総合的な指針となる計画。

*2) ライフライン

電気、ガス、水道、電話、食料流通など生活を支える基幹的施設やしくみ。

*3) ライフワーク

生涯を通じて行う仕事や研究のこと。

3. 主要施策

(1) 都市基盤の整備

都市計画マスタープランに基づき、新市の生活・産業などの発展基盤として有効な都市整備及び土地利用を進めていきます。市街地、住環境はもとより、住民生活に潤いをもたらす河川や景勝地、公園や広場などの都市環境の整備も、あわせて進めていきます。

主要施策

市街地

- 都市計画マスタープランの推進や合理的な区画整理の推進などにより、スプロール化^{*1)}を防止し、良好な市街地の形成に努めます。
- 市街地整備計画等の策定により、都市的土地利用を目指し、各種の市街地開発事業を活用し、中心市街地の活性化を図ります。
- 景勝地の選定や優良な景観保全、あるいは市街地、商業地景観の整備など、適切な景観の保全・形成に努めます。

住環境

- 居住ニーズに対応した良好な居住水準を満たした住宅の供給に努めます。
- やすらぎの里しもつまづくりや都市再生事業を積極的に活用します。

公園・緑地・広場・河川

- 砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、水辺の楽校、やすらぎの里公園などをはじめとした大規模公園の整備・維持管理、あわせて利用促進などを図ります。
- 恵まれた緑地の整備・保全とともに、観光拠点と結んだネットワークづくりを推進します。
- 河川環境の調査や河川改修の促進、親水空間の整備や水辺空間の活用など、河川・水辺環境の整備に努めます。

主な事業

項目	事業
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの推進 ・土地区画整理事業の推進 ・景観形成に配慮した市街地の整備
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅マスタープラン^{*2)}の策定 ・市営住宅整備の推進 ・やすらぎの里しもつまづくり事業の推進
公園・緑地・広場・河川	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備・充実 ・緑の基本計画の策定 ・観光・ネットワーク拠点としての活用 ・河川・池沼の水辺空間の利活用 ・河川の改修・保全

県事業

項目	事業
公園・緑地・広場・河川	<ul style="list-style-type: none"> ・八間堀川河川改修事業

*1) スプロール化

都市の急激な発展によって、その郊外に市街地が無秩序に拡大していくこと。

*2) 住宅マスタープラン

地域の特徴等を踏まえ、安全・快適な居住環境を目標とした、総合的な住宅政策の基本的な方針を定めた計画。

(2) 道路・交通網の整備・充実

新市の骨格となる道路交通網を整備・充実するとともに、住民生活に密着した道路や公共交通の整備を進めていきます。幹線道路や生活道路を中心とした道路網の整備・改修を図り、安全で快適な住民生活に貢献します。あわせて、公共交通の拡充にも力を入れていきます。

主要施策

道路網

- 国・県道などの幹線道路や、生活道路の整備・促進に努め、都市の骨格となる道路網の充実を図ります。
- 橋梁の整備や狭あい道路の改修など、住民生活に資する快適で潤いのある道路づくりに努めます。

公共交通

- 関東鉄道常総線の近代化や路線バスの充実、新たな地域公共交通の導入の検討を進め、公共交通の充実を図ります。

主な事業

項目	事業
道路網	・ 南部環状線の整備 ・ 市街地内都市計画道路の整備 ・ 幹線道路の整備 ・ 生活道路の整備 ・ 道路景観の整備 ・ 鬼怒川ふれあい道路の整備促進
公共交通	・ 鉄道機能の充実 ・ バス機能の充実

県事業

項目	事業
道路網	・ 国道 294 号 4 車線化事業 ・ 国道 125 号の整備促進 ・ 県道山王下妻線の整備促進（平川戸工区）

(3) 産業・観光の振興

農業・商業・工業の基幹産業はもとより、観光や新産業の創出も含めた産業の全体的な振興を進めていきます。また、消費者支援にも力を入れることで、より確かな産業活性化の基盤を作ります。

主要施策

農業

- 生産基盤や周辺環境の整備を図り、充実した農業の推進に努めます。
- 認定農業者支援や担い手育成などに努め、農業活性化を図ります。
- 農業の6次産業化を推進し、新時代の地域農業の確立を目指します。

商業

- 中心商店街の活性化や経営の安定化に努め、地域商業の充実を推進します。
- 地域商工会と連携し、商店街の周辺環境整備や商業組織の育成を図ります。

工業

- 企業誘致の促進や工業団地の整備充実など、新たな工業基盤の推進を図ります。
- 経営力強化の推進や雇用環境の整備など、中小企業の経営安定化に努めます。

観光

- 砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、鬼怒フラワーラインなど、恵まれた自然環境を生かした観光施設の整備・充実に努めます。
- 「道の駅しもつま」、「ピアスパークしもつま」、「やすらぎの里しもつま」、「筑波サーキット」などの施設や周辺地域の資源を活用し、広域的観光ネットワークの拡充を図ります。
- 鬼怒川・小貝川流域での四季折々の催事や伝統的まつりなど、多彩なイベントの開催・充実に努めます。

消費者支援

- 各種講座の開催や知識・情報の提供など、消費者意識の啓発に努めます。
- 消費連絡協議会の組織強化や事業主との懇談会開催などにより、消費者組織活動の充実を支援します。
- 消費者からの苦情処理など、消費生活相談の充実を図ります。

主な事業

項目	事業
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援 ・生産基盤整備の推進 ・農業活性化事業の推進 ・農村生活環境の整備 ・都市農村交流の推進 ・農産物直売施設の整備
商業	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携強化 ・商店街活性化の推進
工業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の立地誘導の促進 ・企業間交流の推進 ・中小企業支援 ・雇用環境の整備
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの充実 ・観光拠点の整備 ・観光ネットワークの構築 ・道の駅の整備・充実
消費者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者支援体制の整備 ・消費者支援施設の活用 ・消費者支援団体の育成 ・消費者意識の啓発

県事業

項目	事業
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 霞ヶ浦用水第 期地区 ・ため池等整備事業 砂沼地区 ・ほ場整備事業（担い手） 騰波ノ江地区 ・ほ場整備事業（担い手） 大宝地区 ・経営体育成基盤整備事業 大宝沼地区 ・かんがい排水事業二本紀地区

(4) 保健・医療・福祉の充実

少子高齢社会のもとで、保健・医療・福祉の連携強化と効率的な運営を図りながら、サービスの充実に努めていきます。

主要施策

保健・医療

- 生活習慣病予防を推進し、保健予防事業の充実と、社会で健康づくりに取り組むための環境整備を推進し、健康寿命の延伸に努めます。
- 妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない母子保健支援体制や食育の充実を図り、乳幼児から思春期、成人期につながる心と体の健康づくりを推進します。
- 国、県と連携し、感染症、食中毒、災害など健康危機管理体制の強化を目指します。
- 休日診療や夜間診療など、救急医療体制の整備を図り、住民が安心して暮らせる地域保健医療体制を充実します。

地域福祉

- 地域福祉計画に基づき、総合的な福祉施策の充実を図ります。
- 社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体、ボランティア団体等との連携を強化し、地域ぐるみの福祉施策の展開に努めます。
- ユニバーサルデザイン^{*1)}をもとに公共公益施設のバリアフリー^{*2)}化を推進するなど、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

低所得者福祉

- 低所得者の自立を促進するため、相談体制の充実を図り、各種制度の利用や経済的な自立を目指し、安定した生活ができるよう支援します。
- 生活保護制度の適正な実施に努めます。

高齢者福祉

- 高齢者の生活支援や介護予防、家族の介護支援等の各種事業の拡充に努めます。
- 高齢者関係団体の育成・各種イベントの開催・就労の拡大など、生きがい対策の事業を推進します。
- 介護保険制度の普及や円滑な推進に努めます。

*1) ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が使いやすいように配慮したデザインのこと。広くまちづくり全般に対しても用いられる考え方。

*2) バリアフリー

障害ある人や身体機能が低下した高齢者が社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広い障害者への社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

障害福祉

- 障害者計画を推進するとともに、住民意識の啓発や相談体制の整備に努めます。
- 在宅サービス内容の充実や施設の拡充などに努め、障害児者がより安心して暮らせるよう支援します。
- 障害者の就労促進や社会参加機会の拡充を図り、ノーマライゼーション^{*1)}を理念としたまちづくりを目指します。

児童福祉

- 少子化に総合的に対応するため、多様なサービスの提供及び施設整備を推進します。
- 子育て世帯のニーズに的確に対応するため、必要な情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整に努めます。
- 放課後児童クラブや延長保育等の拡充を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりに貢献します。

ひとり親福祉

- ひとり親世帯への子どもの養育に関する支援、生活の自立、子どもの健全育成のため、相談・支援体制の充実を図ります。

国民健康保険

- 地域住民の健康保持増進と保健事業の推進に努めます。
- 資格の適正化や給付の適正化の推進を図り、国保財政の長期的安定に努めます。

国民年金

- 国民年金制度の周知に努めます。

*1) ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、社会の中で普通に生活ができることを当然とする考え方のこと。

主な事業

項目	事業
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防・健康増進体制の充実 ・保健・医療・福祉の連携強化 ・救急医療体制の充実 ・保健医療施設の拡充
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の推進 ・福祉関係団体・ボランティア団体との連携強化 ・福祉活動拠点の整備 ・福祉コミュニティ活動の振興 ・福祉意識の高揚
低所得者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の就労・自立支援 ・低所得者相談体制の充実
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画の推進 ・介護予防・生活支援・生きがい対策等の事業推進 ・高齢者福祉施設の整備・充実 ・介護保険事業計画の策定 ・介護保険制度の円滑な推進
障害福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者福祉体制の充実 ・障害児者生活自立支援 ・障害児者福祉サービスの充実 ・障害児者施設の充実 ・障害児者の社会参加の促進
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策行動計画の推進 ・子育て支援体制の推進 ・児童福祉施設の整備
ひとり親福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯への支援
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の安定運営推進 ・新・国保3%推進運動の充実強化
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の広報活動の推進 ・国民年金相談業務の充実強化

(5) 自然・生活環境の保全

恵まれた自然環境を理想的な形で保存していくために、自然の保護に努め、ごみ処理体制の整備や上・下水道の整備などとともに、住民の環境意識の啓発にも力を入れていきます。

主要施策

自然環境・景観保全

- 環境基本計画を推進するとともに、地域環境の調査・保全に取り組みます。
- 公害監視・指導の強化に努め、公害対策を推進します。

上・下水道

- 水源の安定確保、給水区域の拡大、水質管理の充実、老朽施設の更新など、上水道の整備を進めます。
- 鬼怒小貝流域下水道、小貝川東部流域下水道に関する公共下水道の整備に努めます。
- 都市下水路の整備を促進し、市街地における豪雨災害の防止に努めます。

ごみ・し尿処理

- 下妻地方広域事務組合と連携を図り、ごみ処理施設、し尿処理施設の運営充実に努めます。
- 合併処理浄化槽の普及促進・適正管理の啓発に努めます。

主な事業

項 目	事 業
自然環境・景観保全	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地行政の充実 ・リサイクル運動の推進 ・環境保全意識の啓発 ・環境保全体制の整備 ・公害監視体制の整備 ・公害防止意識の啓発
上・下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の整備と給水区域の拡大 ・上水道の効率的運営 ・下水道の整備と処理区域の拡大 ・下水道の効率的運営
ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理体制の整備 ・ごみの減量化・資源化の促進 ・不法投棄監視体制の整備

県事業

項 目	事 業
上・下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・県西広域水道用水供給事業 ・鬼怒小貝流域下水道事業 ・小貝川東部流域下水道事業

(6) 教育・文化・スポーツの推進

未来を担う子どもたちのための幼児教育・学校教育の充実はもとより、すべての住民に学びやスポーツの場を等しく提供する生涯学習を進めていきます。また、地域文化の保全など、地域の伝統を大切にしながらも、時代の流れにもしなやかに対応していきます。

主要施策

生涯学習

- 学習内容の多様化などを中心とした生涯学習推進体制の基盤づくりに努めます。
- 生涯学習施設の活用や高等教育機関等との連携など、学習基盤の整ったまちづくりを目指します。

地域文化

- 関東最古の八幡宮である「大宝八幡宮」や「宗任神社」をはじめとした豊富な文化財や遺跡の保護・保存とその活用に努めます。
- 各地域に伝わる伝統文化・芸能の継承と活性化に努めます。
- 博物館などを活用し、地域の歴史・文化の普及を図ります。

幼児教育

- 家庭教育や地域教育の充実を支援します。
- 未就園児の就園促進を図ります。
- 幼児教育体制の整備拡充に努めます。

学校教育

- 校舎や運動場など教育施設の整備充実や改修に努め、快適な学校教育環境の維持発展を目指します。
- 教職員の資質向上と豊かな教育力を培うための各種研修会の拡充に努めます。
- 学校保健・学校給食の充実や児童・生徒の安全と健康に配慮した教育環境を整備します。
- 特別支援学校との連携を強化するとともに、啓発事業などを通じて地域社会の理解を深めます。

スポーツ・レクリエーション

- スポーツ・レクリエーションを推進するための組織の充実や指導体制の整備、指導者の確保・育成などを図ります。
- 総合運動公園の整備や総合型地域スポーツクラブの充実など、スポーツ・レクリエーション振興のための整備充実を図ります。

青少年育成

- 青少年団体の育成など、健全発達のための組織活動の充実を図ります。
- 家庭・地域・教育機関の連携を図り、地域ぐるみでの青少年の非行防止に取り組みます。

主な事業

項目	事業
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の整備・充実 ・生涯学習組織の育成・人材の育成 ・生涯学習メニューの充実 ・文化活動の推進
地域文化	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動の振興 ・文化財の保全と利活用 ・文化施設の充実 ・文化団体の育成
幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の就園支援 ・幼児教育の推進 ・幼児教育施設の整備 ・幼・保・小の連携
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容・指導体制の充実 ・教育施設の整備 ・給食施設の改修整備 ・学校・家庭・地域社会の連携 ・相談体制の充実 ・情報教育網の整備
スポーツ・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーションメニューの充実 ・スポーツ・レクリエーション施設の整備 ・スポーツ・レクリエーション組織の充実・人材の育成
青少年育成	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成の促進 ・青少年団体の支援

(7) コミュニティの活性化

バランスのとれた地域づくりのために、地域安全体制の整備を軸に、住民参画型の行政推進など、コミュニティの活性化に力を入れていきます。

主要施策

地域安全体制

- 地域防災計画を推進するとともに、住民意識の高揚、施設の整備拡充を図ります。
- 地域の防犯計画の策定や交通安全計画を推進するとともに、住民意識の啓発、体制の整備強化を図ります。

人権の尊重

- 人権教育や啓発を推進するとともに、人権相談体制の整備を図ります。
- 国・県などとの連携を強化し、人権尊重のまちづくりを目指します。

コミュニティ

- 住民のコミュニティ活動の活性化を支援します。
- コミュニティ施設の利用促進や整備充実を図ります。
- アダプトプログラム事業^{*1)}により、地域住民が主体となった公共施設等の管理運営を推進します。

住民参画

- 住民参画機会を促進するとともに、住民への情報公開制度を推進します。

広報・広聴

- 広報・広聴活動の充実や、広報活動への住民参加の促進を図ります。

男女共同参画

- 男女共同参画の促進とともに、各種セミナーによる協働意識の啓発に努めます。
- 女性団体の育成に努めます。

国際化への対応

- 国際交流の推進に努め、国際理解の深まりを目指します。
- 地域に暮らす外国人との交流機会を拡大し、国際化への対応を図ります。

*1) アダプトプログラム事業

「アダプト」とは英語で「を養子にする」という意味。公共施設を養子に見立て、住民が里親となって維持管理を行い、行政がボランティア活動を支援していく事業。

主な事業

項目	事業
地域安全体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防・防災意識の啓発 ・ 消防・防災体制の整備 ・ 地域防災計画の推進 ・ 防犯意識の啓発 ・ 防犯体制の整備 ・ 交通安全意識の啓発 ・ 交通安全体制の整備
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権意識の啓発 ・ 地域改善対策の推進 ・ 調査・相談体制の充実
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動支援 ・ コミュニティ団体育成支援 ・ コミュニティ施設の充実
住民参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画体制の推進 ・ 住民参画団体の育成 ・ アダプトプログラム事業の推進
広報・広聴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・広聴活動の推進 ・ 住民参加機会の拡充
男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進プランの推進 ・ 男女共同参画意識の啓発
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流活動の推進 ・ 海外姉妹都市の締結

(8) 行財政改革の推進

住民主体の行政を実現するために、透明度の高い行財政を推進します。職員の給与・定員の適正化や行政組織機構の簡素化・スリム化とあわせて、IT 化の潮流に対応した情報網の整備や専門化による行政サービスの向上を目指します。また、引き続き広域行政の充実・強化に努めます。

主要施策

行財政改革

- 行政改革プランを推進するとともに、事務事業の合理化、職員給与・定員の適正化及び行政評価システムの導入など、適切かつ効果的な行政運営に努めます。
- 地方分権への対応や新たなまちづくり手法の検討など、時代の流れに即した迅速な行政運営に努めます。
- 自主財源の確保や財政運営の健全化に努めます。

広域行政

- 広域行政の充実・強化に努めます。
- 広域施設の整備・活用を推進します。

地域情報網

- 情報化社会に対応した地域情報化推進計画を策定します。
- 情報化に迅速に対応できる人材の確保・育成に努めます。

主な事業

項目	事業
行財政改革	・ 行政運営の効率化 ・ 行政改革プランの推進 ・ 財政運営の効率化 ・ 地方分権の推進
広域行政	・ 広域行政の充実・強化 ・ 広域施設の整備・活用
地域情報網	・ 地域情報化推進計画の策定 ・ 情報化に対応した人材の育成

第5章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、かつ各地域のバランス・特徴・住民の利便性、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していく方針です。

統合整備の検討にあたっては、行財政の効率化はもとより、既存の公共的施設の有効利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。また、新庁舎については、災害発生時に防災拠点となる施設であることから、建設位置及び建設時期を慎重に判断し着工するものとします。さらに、十分な住民サービスを維持できるよう施設の利用促進を図ります。

その他の新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努める方針です。

第6章 財政計画

新市における財政計画は、合併年度及びそれに続く20ヵ年度について歳入・歳出の項目毎に過去の実績、経済情勢等を勘案しながら、普通会計ベースで作成したものです。

財政計画作成にあたっては、合併後の20年間及びこれ以降においても健全な財政運営を継続することを目標としながら、合併によって期待される経費の節減効果、住民サービスの向上などの必要経費を反映させるとともに、合併特例債や市町村合併特例交付金などの国県の財政支援措置についても勘案しています。

項目ごとの前提条件は以下のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税

地方税については、現行の制度を基本として、今後の経済情勢、人口推移等を勘案し推計しています。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(3) 配当割交付金、株式譲渡所得割交付金

配当割交付金、株式譲渡所得割交付金については、現行の制度を基本として推計しています。

(4) 利子割交付金

利子割交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(5) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、現行の制度を基本としつつ、税率の引上げを考慮した上で、過去の実績等により推計しています。

(6) 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(7) 地方特例交付金

地方特例交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(8) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）の終了に伴う減額部分を算定しつつ、交付税に算入される公債費元利償還金等の推移を勘案して見込んでいます。

(9) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(10) 分担金・負担金

分担金・負担金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(11) 使用料・手数料

使用料・手数料については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(12) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等を踏まえつつ、千代川村の生活保護にかかる支出金を見込んでいます。また、新市建設計画事業に係る補助金、合併に伴う財政支援措置を見込んでいます。

(13) 財産収入

財産収入については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(14) 繰入金

繰入金については、過去の実績等を踏まえつつ、各年度の財源状況を勘案して基金からの繰入金を見込んでいます。

(15) 諸収入

諸収入については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(16) 地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債や既存の地方債制度による地方債の発行を見込んでいます。

(17) その他

繰越金や寄附金については、過去の実績等により推計しています。

2. 歳出

(1) 人件費

人件費については、一般職職員の削減を見込むとともに、合併による特別職職員等の減員を見込んで推計しています。

(2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえたうえで、少子高齢等の社会情勢を見込んで推計しています。

(3) 公債費

公債費については、計画の前年度までの地方債発行額に対する償還見込額に合併特別債等の新たな地方債に係る償還見込額を加えて推計しています。

(4) 物件費

物件費については、過去の実績を踏まえたうえで、合併に伴う合理化等、合併効果を勘案して推計するとともに、合併に伴う一時的経費等を見込んで推計しています。

(5) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績等を踏まえ推計しています。

(6) 補助費等

補助費等については、過去の実績を踏まえたうえで、合併による影響額を勘案し、合併効果による経費の節減を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

繰出金については、過去の実績を踏まえ推計しています。

(8) 積立金

積立金については、合併後の市町村振興基金に伴う積立を見込むとともに、特定目的の基金等の積立を見込んで推計しています。

(9) 投資・出資金・貸付金

投資・出資金・貸付金については、過去の実績を踏まえ推計しています。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主要事業費及び、それ以外に予想される普通建設事業費を見込んで推計しています。

(11) 災害普及事業費

過去の実績を反映しています。

財政計画

歳入

(単位:百万円)

区 分	決 算 額										推 計 額										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地方税	4,794	4,915	5,417	5,430	5,218	5,178	5,351	5,397	5,440	5,540	5,462	5,408	5,457	5,394	5,408	5,417	5,338	5,346	5,354	5,276	5,284
地方譲与税	473	666	314	301	283	275	269	257	246	235	243	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246
配当割交付金	12	19	21	7	5	7	8	8	16	32	35	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
株式等譲渡所得割交付金	17	13	11	3	3	3	3	2	26	19	17	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
利子割交付金	24	16	21	21	17	15	11	10	10	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地方消費税交付金	450	475	465	428	449	448	435	429	426	513	669	669	750	750	750	750	750	750	750	750	750
自動車取得税交付金	130	136	136	125	71	59	50	66	58	27	50	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
地方特例交付金	146	116	35	63	72	77	60	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
地方交付税	3,875	3,900	3,742	3,681	3,707	4,043	4,362	3,982	3,814	3,661	3,487	3,494	3,489	3,445	3,435	3,388	3,374	3,302	3,228	3,135	3,096
交通安全対策特別交付金	9	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
分担金・負担金	174	142	130	130	129	131	134	148	151	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
使用料・手数料	170	183	181	182	291	321	296	341	320	283	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
国庫支出金	952	927	990	844	1,947	1,738	2,324	1,492	2,384	2,225	2,023	2,390	1,904	1,741	1,895	1,976	1,504	1,504	1,726	1,989	1,964
県支出金	847	788	819	785	839	927	1,372	1,313	1,179	1,438	1,190	1,224	1,233	1,240	1,246	1,230	1,236	1,262	1,218	1,219	1,269
財産収入	86	26	43	41	28	11	73	9	16	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
繰入金	795	260	257	222	312	121	224	81	112	321	188	146	158	79	64	84	549	299	161	150	150
諸収入	312	330	258	236	290	336	488	481	445	445	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
地方債	1,125	1,155	1,153	1,596	1,705	1,687	2,890	1,750	1,683	2,042	2,475	2,695	2,666	1,874	1,343	1,332	1,841	2,091	1,355	1,221	1,178
その他	873	740	601	596	461	552	991	1,485	1,369	1,416	1,227	563	544	620	657	595	602	470	341	260	272
歳入合計	15,264	14,816	14,603	14,699	15,835	15,936	19,348	17,278	17,722	18,413	18,032	17,881	17,493	16,435	16,090	16,064	16,486	16,316	15,425	15,292	15,255

「その他」には、繰越金、寄付金を含んでいます。

歳出

(単位:百万円)

区 分	決 算 額										推 計 額										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人件費	2,930	2,821	2,685	2,641	2,672	2,560	2,628	2,388	2,312	2,259	2,303	2,305	2,301	2,296	2,296	2,278	2,284	2,289	2,269	2,257	2,251
扶助費	1,654	1,815	1,892	1,892	1,928	2,560	2,685	2,685	2,811	3,003	2,932	2,890	2,948	3,007	3,067	3,128	3,172	3,219	3,268	3,317	3,367
公債費	1,763	1,685	1,736	1,695	1,664	1,514	1,582	1,685	1,777	1,706	1,617	1,636	1,675	1,705	1,782	1,842	1,941	1,928	1,868	1,737	1,714
物件費	2,018	1,757	1,745	1,662	2,007	1,956	2,189	2,276	2,300	2,433	2,580	2,287	2,312	2,257	2,272	2,247	2,242	2,257	2,232	2,227	2,242
維持補修費	61	55	72	74	80	87	87	84	86	85	84	84	86	86	86	86	86	86	86	86	86
補助費等	2,957	2,987	2,901	2,775	3,660	2,662	2,440	2,230	2,164	2,579	2,223	2,133	1,993	1,994	2,014	2,014	2,014	2,014	2,014	2,014	2,014
繰出金	1,542	1,364	1,437	1,553	1,544	1,617	1,686	1,755	1,826	1,932	1,927	1,923	1,919	1,915	1,911	1,906	1,901	1,896	1,891	1,886	1,881
積立金	98	466	367	368	276	649	410	675	676	57	173	173	173	173	173	173	83	83	83	83	83
投資・出資金・貸付金	23	45	25	30	27	26	100	84	70	77	70	20	19	19	18	18	18	18	18	18	18
普通建設事業費	1,480	1,233	1,150	1,551	1,430	1,300	3,498	1,991	2,291	3,090	3,565	3,891	3,452	2,331	1,881	1,775	2,190	2,190	1,441	1,400	1,410
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	19	563	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	14,526	14,228	14,010	14,241	15,288	14,950	17,868	15,917	16,313	17,221	17,474	17,342	16,878	15,783	15,500	15,467	16,021	15,980	15,170	15,025	15,066

下妻市・千代川村新市建設計画

平成 17 年 2 月策定 下妻市・千代川村合併協議会

平成 27 年 11 月改訂 茨城県下妻市市長公室企画課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL. 0296-43-2111(代) FAX. 0296-43-1960